

医政総発 0928 第2号
薬食安発 0928 第2号
平成 23 年 9 月 28 日

社団法人日本臨床衛生検査技師会会长 殿

厚生労働省医政局総務課長



厚生労働省医薬食品局安全対策課長



医療事故情報収集等事業第 26 回報告書の公表について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

医療事故情報収集等事業につきましては、平成 16 年 10 月から、医療機関から報告された医療事故情報等を収集、分析し提供することにより、広く医療機関が医療安全対策に有用な情報を共有するとともに、国民に対して情報を提供することを通じて、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的として実施しており、今般、公益財団法人日本医療機能評価機構より、第 26 回報告書が公表されました。

本報告書における報告の現況等は、別添 1 のとおりです。また、別添 2 のとおり、再発・類似事例の発生状況が報告されています。

貴職におかれましては、同様の事例の再発防止及び発生の未然防止のため、本報告書の内容を御確認の上、別添の内容について留意されますとともに、貴会会員に対して、周知方お願ひいたします。

なお、本報告書につきましては、別途、公益財団法人日本医療機能評価機構から貴職宛に送付されており、同機構のホームページ(<http://www.med-safe.jp/>)にも掲載されていますことを申し添えます。



医療事故情報収集等事業 第26回報告書のご案内

1. 報告の現況

(1) 医療事故情報収集・分析・提供事業（対象：平成23年4月～6月に報告された事例）

表1 報告件数及び報告医療機関数

		平成23年			合計
		4月	5月	6月	
報告義務	報告件数	134	145	351	630
対象医療機関	報告医療機関数	137			
参加登録	報告件数	40	27	24	91
申請医療機関	報告医療機関数	39			
報告義務対象医療機関数		272	272	272	-
参加登録申請医療機関数		592	595	597	-

第26回報告書 31～34頁参照

表2 事故の概要

事故の概要	平成23年4月～6月	
	件数	%
薬剤	77	12.2
輸血	0	0
治療・処置	124	19.7
医療機器等	20	3.2
ドレーン・チューブ	91	14.4
検査	26	4.1
療養上の世話	248	39.4
その他	44	7.0
合計	630	100.0

第26回報告書 40頁参照

(2) ヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業（対象：平成23年4月～6月に発生した事例）

1) 参加医療機関数 1,037 (事例情報報告医療機関数 571 施設を含む)

2) 報告件数 (第26回報告書 56～62頁参照)

①発生件数情報報告件数：164,199件 (報告医療機関数 463 施設)

②事例情報報告件数：7,992件 (報告医療機関数 84 施設)

2. 医療事故情報等分析作業の現況

従来「共有すべき医療事故情報」として取り上げた事例に、さらに分析を加え、「個別のテーマの検討状況」の項目で取り上げています。今回の個別のテーマは下記の通りです。

- (1) 薬剤の施設間等情報伝達に関連した医療事故
- (2) 食事に関連した医療事故
- (3) 画像診断報告書の内容が伝達されなかつた事例
- (4) 薬剤処方時の検索結果としての画面表示に起因した医療事故

【第26回報告書 84～108頁参照】

【第26回報告書 109～130頁参照】

【第26回報告書 131～140頁参照】

【第26回報告書 141～152頁参照】

3. 再発・類似事例の発生状況 (第26回報告書 153～166頁参照)

これまで個別テーマや「共有すべき医療事故情報」、「医療安全情報」として取り上げた内容の中から再発・類似事例が発生したものを取りまとめています。今回取り上げた再発・類似事例は下記の通りです。

- | | | |
|----------------------------------|----------------|----------------------|
| (1) 「製剤の総量と有効成分の量の間違い」 | (医療安全情報No. 9) | 【第26回報告書 155～156頁参照】 |
| (2) 「MR I 検査室への磁性体(金属製品など)の持ち込み」 | (医療安全情報No. 10) | 【第26回報告書 157～161頁参照】 |
| (3) 「ベッドのサイドレールや手すりに関連した事例」 | (第13回報告書) | 【第26回報告書 162～166頁参照】 |

*詳細につきましては、本事業のホームページ (<http://www.med-safe.jp/>) をご覧ください。

3 再発・類似事例の発生状況

本事業では、医療事故情報及びヒヤリ・ハット事例を収集し、個別のテーマに関する医療事故情報とヒヤリ・ハット事例を併せて総合的に検討・分析を行い、更に、個別のテーマの他に「共有すべき医療事故情報」や「医療安全情報」により、広く共有すべき医療事故情報等を取り上げ公表してきた。

ここでは、これまで個別のテーマや「共有すべき医療事故情報」、「医療安全情報」として取り上げた再発・類似事例の発生状況について取りまとめた。

【1】概況

これまで提供した「医療安全情報」において、本報告書分析対象期間（平成23年4月～6月）に報告された類似事例は、18項目31件であった。このうち、類似事例が複数報告されたものは、「間違ったカテーテル・ドレーンの接続」が3件、「持参薬の不十分な確認」が3件、「抜歯部位の取り違え」が3件、「薬剤の取り違え」が2件、「小児の輸液の血管外漏出」が2件、「MRI検査室への磁性体（金属製品など）の持ち込み」が2件、「未滅菌の医療材料の使用」が2件、「口頭指示による薬剤量間違い」が2件、「アレルギーの既往がわかっている薬剤の投与」が2件、「体位交換時の気管内・気管切開チューブの抜去」が2件、であった。

また、これまで取り上げた「共有すべき医療事故情報」において本報告書分析対象期間に報告された類似事例は、12項目34件であった。このうち、類似事例が複数報告されたものは、「熱傷に関する事例（療養上の世話以外）」が6件、「歯科診療の際の部位間違いに関連した事例」が5件、「体内にガーゼが残存した事例」が4件、「施設管理の事例」が4件、「療養上の世話」において熱傷をきたした事例」が3件、「ベッドからベッドへの患者移動に関連した事例」が3件、「三方活栓の閉塞や接続ハズレなどの使用に関する事例」が3件、「アレルギーに関連した事例」が2件、であった。

最後に、これまで取り上げた「個別テーマの検討状況」において本報告書分析対象期間に報告された類似事例は、4項目6件であった。このうち、類似事例が複数報告されたものは、「凝固機能の管理にワーファリンカリウムを使用していた患者の梗塞及び出血の事例」が3件、であった。

「医療安全情報」、「共有すべき医療事故情報」及び「個別テーマの検討状況」に取り上げた類似事例の報告件数を図表III-3-1に示す。

本報告書分析対象期間において発生した類似事例のうち、医療安全情報に取り上げた、「製剤の総量と有効成分の量の間違い」、「MRI検査室への磁性体（金属製品など）の持ち込み」、「ベッドのサイドレールや手すりに関連した事例」、について事例の詳細を紹介する。

事件の取扱い	医療安全情報	件数	出典
人浴介助時の紛糾	医療安全情報 No. 4 (平成 19 年 3 月)	2	医療安全情報 No. 4 (平成 19 年 3 月)
薬剤の服用の紛糾	医療安全情報 No. 5 (平成 19 年 4 月)	2	医療安全情報 No. 5 (平成 19 年 4 月)
小児の輸液の血管外漏出	医療安全情報 No. 7 (平成 19 年 6 月)	2	医療安全情報 No. 7 (平成 19 年 6 月)
薬剤の数量と有効成分の量の混同	医療安全情報 No. 9 (平成 19 年 8 月)	1	医療安全情報 No. 9 (平成 19 年 8 月)
MRI 機器室への搬送品（金属製品など）の持ち込み	医療安全情報 No. 10 (平成 19 年 9 月)	2	医療安全情報 No. 10 (平成 19 年 9 月)
腎透析における透析器の取扱い	医療安全情報 No. 14 (平成 20 年 1 月)	3	医療安全情報 No. 14 (平成 20 年 1 月)
未滅菌の医療材料の使用	医療安全情報 No. 17 (平成 20 年 4 月)	1	医療安全情報 No. 17 (平成 20 年 4 月)
漏斗式点滴用器具の繋導	医療安全情報 No. 19 (平成 20 年 6 月)	2	医療安全情報 No. 19 (平成 20 年 6 月)
器具による力の際の単位混同	医療安全情報 No. 23 (平成 20 年 10 月)	1	医療安全情報 No. 23 (平成 20 年 10 月)
口腔指元による医療情報の取扱い	医療安全情報 No. 27 (平成 21 年 2 月)	2	医療安全情報 No. 27 (平成 21 年 2 月)
小児への薬剤 10 倍量混同	医療安全情報 No. 29 (平成 21 年 4 月)	1	医療安全情報 No. 29 (平成 21 年 4 月)
医療安全情報 No. 30 (平成 21 年 5 月)	医療安全情報 No. 30 (平成 21 年 5 月)	2	医療安全情報 No. 30 (平成 21 年 5 月)
抗生素の不十分な確認	医療安全情報 No. 33 (平成 21 年 8 月)	1	医療安全情報 No. 33 (平成 21 年 8 月)
抗生素の取扱い違反	医療安全情報 No. 39 (平成 22 年 2 月)	3	医療安全情報 No. 39 (平成 22 年 2 月)
医療安全情報 No. 47 (平成 22 年 10 月)	医療安全情報 No. 47 (平成 22 年 10 月)	3	医療安全情報 No. 47 (平成 22 年 10 月)
医療安全情報 No. 51 (平成 23 年 2 月)	医療安全情報 No. 51 (平成 23 年 2 月)	2	医療安全情報 No. 51 (平成 23 年 2 月)
「審査上の問題」における機械化医療行為の取扱い	医療安全情報 No. 54 (平成 23 年 5 月)	3	医療安全情報 No. 54 (平成 23 年 5 月)
体内交換時のみの監視・観察時間不足	医療安全情報 No. 54 (平成 23 年 5 月)	2	医療安全情報 No. 54 (平成 23 年 5 月)
化粧品法における医薬用薬を非医薬品に記載する事例	医療安全情報 No. 11 (平成 13 回報号書)	3	医療安全情報 No. 11 (平成 13 回報号書)
施設管理の事例	医療安全情報 No. 11 (平成 13 回報号書)	4	医療安全情報 No. 11 (平成 13 回報号書)
体内化糞池一括廻りの医療用便器の取扱い	医療安全情報 No. 13 (平成 13 回報号書)	5	医療安全情報 No. 13 (平成 13 回報号書)
液体化粧品の部位混同による医療用便器の取扱い	医療安全情報 No. 15 (平成 15 回報号書)	1	医療安全情報 No. 15 (平成 15 回報号書)
薬科販売の部位混同による医療用便器の取扱い	医療安全情報 No. 15 (平成 15 回報号書)	2	医療安全情報 No. 15 (平成 15 回報号書)
薬剤の併用禁忌による医療用便器の取扱い	医療安全情報 No. 16 (平成 16 回報号書)	1	医療安全情報 No. 16 (平成 16 回報号書)
薬局機能の管理による医療用便器の取扱い	医療安全情報 No. 20 (平成 20 回報号書)	3	医療安全情報 No. 20 (平成 20 回報号書)
医療機関による医療用便器の取扱い	医療安全情報 No. 22 (平成 22 回報号書)	1	医療安全情報 No. 22 (平成 22 回報号書)
手術機器による医療用便器の取扱い	医療安全情報 No. 23 (平成 23 回報号書)	1	医療安全情報 No. 23 (平成 23 回報号書)
薬剤の漏れによる医療用便器の取扱い	医療安全情報 No. 24 (平成 24 回報号書)	1	医療安全情報 No. 24 (平成 24 回報号書)

図表III-3-1 平成 23 年 4 月から 6 月に発表された医療機器・器具類の現況

【2】「製剤の総量と有効成分の量の間違い」(医療安全情報 No. 9)について

(1) 発生状況

医療安全情報 No. 9 (平成19年8月提供)では、「製剤の総量と有効成分の量の間違い」(医療安全情報掲載件数4件 集計期間:平成16年10月~平成19年3月)を取り上げた。

製剤の総量と有効成分の量との誤認に関する事例は、平成18年に4件、平成21年に1件、平成22年に2件報告された(図表III-3-2)。

図表III-3-2 「製剤の総量と有効成分の量の間違い」の報告件数

	1~3月 (件)	4~6月 (件)	7~9月 (件)	10~12月 (件)	合計 (件)
平成16年				0	0
平成17年	0	0	0	0	0
平成18年	0	0	0	4	4
平成19年	0	0	0	0	0
平成20年	0	0	0	0	0
平成21年	0	0	0	1	1
平成22年	0	0	0	2	2
平成23年	0	1	—	—	1

図表III-3-3 医療安全情報 No. 9 「製剤の総量と有効成分の量の間違い」

【製剤の総量と有効成分の量の間違い】

この事例は、製剤の総量と有効成分の量との誤認による事例が4件報告されています(集計期間:2004年10月1日~2007年3月31日、第9回報告書「共有すべき医療事故情報」に一部を掲載)。

内服薬処方において、製剤の総量と有効成分の量との誤認により起因する過量投与が報告されています。

指示内容

セレンニカル 錠粒40% 1日1250mg

【医療安全情報】

● ● ● ● ● 医療安全情報 No.9 2007年8月 ● ● ● ●

【医療安全情報】

● ● ● ● ● 医療安全情報 No.9 2007年8月 ● ● ● ●

【製剤の総量と有効成分の量の間違い】

【事例1】

患者はセレンニカル錠粒としてセレンが1.25g(2錠)と記載されていた。医師は内服の処方を意識してオーダー画面に「セレンが1.25g(40% 400mg/g 1250mg 錠粒1粒)」と入力。医師が計算を実行した。一方、处方箋を差し取った院外調剤薬局では1250mgを医師の総量ではなく、有効成分(バルプロ酸トリカル)の量と見出し、医師の医師としてセレンが40% 3125mgを算出した。医師から院内に算出などを依頼しているという問題があつたことがわかった。

【事例2】

患者はセレンがまわらないなどの症状を訴えて来院しました。主治医は3週間前の内服処方を記載していた薬を当院で処方せんことを原因ではないと見て、院内にて処方内容を確認しました。その結果、医師はセレンが有効成分としてフェノバルビタール150mgが記載されていたものの、医師では10倍量の1500mg(150mg/片×10片)で記載していたことがわかった。これは、主治医が、医師持参の箇ノートに記載されたフェノバルビタール10% 15g/片と表示したこと。当院外来では医師として、[g]表示の場合は医師の記載を、[mg]表示の場合は有効成分の量を算出したため、初期の誤りで、[mg]単位で記載された处方箋から1500mgが有効成分の量と算出されたためであった。

【事例が発生した医療機関の取り組み】

処方にに関する記載方法を確立し、並の記載が有効成分の量か製剤の総量であるかを付記する。

J C 財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止センター
医療事故防止事業部
〒101-0062 東京都千代田区麹町4番地3号
電話:03-5217-0252(直通) FAX:03-5217-0253(直通)
<http://www.jcmi.jp/html/index.htm>

- 155 -

本報告書對象期間に報告された事例概要は以下の通り。

(4) 事故名
平成20年10月提供の医療安全情報 No. 9では、事例が発生した医療機関の取扱いが記載されている。
症例は患者の記載方法を確立し、量の記載が有効成分の量で算出した場合における各部位における有効成分の量とその割合である。

有効成分の量で算出する場合、原因薬物が複数ある場合は、原則的に各薬物の有効成分の量の差を理解し得る。
ただし、複数の薬物が併用される場合には、重複する薬物の有効成分の量を考慮する必要がある。
また、内服薬の有効成分の量と外用薬の有効成分の量との間には、必ずしも比例関係はない。

事例が発生した医療機関の改善策として、以下の報告書と同じく、
1) 医師の指示した看護師の自己判断による、既往歴に対する確認が重要である。
2) 有効成分の量の表記が丁寧でない場合においては、専門知識のある看護師の教育が徹底する。
3) 薬剤師が医師の看護師の自己判断による、既往歴に対する確認を行ったうえで全員に周知し、専門知識のある看護師の教育が徹底する。
効率的に行われる。

(3) 事例が発生した医療機関の改善策

<p>【背景・要因】</p> <p>患者は既往歴として、アレルギー性鼻炎、花粉症等のアレルギー疾患、歯科疾患等を有していました。また、既往歴として、肥厚性鼻炎、鼻閉感、鼻づまり、頭痛等を主訴としていたことから、アレルギー性鼻炎に対する治療薬である「ジメタジン」と「アレルギー性鼻炎に対する治療薬」の併用を認めた。アレルギー性鼻炎に対する治療薬として、ジメタジンは、アレルギー性鼻炎に対する治療薬であり、アレルギー性鼻炎に対する治療薬は、アレルギー性鼻炎に対する治療薬である。</p> <p>【内容】</p> <p>患者は既往歴として、アレルギー性鼻炎、花粉症等のアレルギー疾患、歯科疾患等を有ていました。また、既往歴として、肥厚性鼻炎、鼻閉感、鼻づまり、頭痛等を主訴としていたことから、アレルギー性鼻炎に対する治療として、アレルギー性鼻炎に対する治療薬である「ジメタジン」と「アレルギー性鼻炎に対する治療薬」の併用を認めた。アレルギー性鼻炎に対する治療薬として、ジメタジンは、アレルギー性鼻炎に対する治療薬であり、アレルギー性鼻炎に対する治療薬は、アレルギー性鼻炎に対する治療薬である。</p> <p>【結果】</p> <p>患者は既往歴として、アレルギー性鼻炎、花粉症等のアレルギー疾患、歯科疾患等を有していました。また、既往歴として、肥厚性鼻炎、鼻閉感、鼻づまり、頭痛等を主訴としていたことから、アレルギー性鼻炎に対する治療として、アレルギー性鼻炎に対する治療薬である「ジメタジン」と「アレルギー性鼻炎に対する治療薬」の併用を認めた。アレルギー性鼻炎に対する治療薬として、ジメタジンは、アレルギー性鼻炎に対する治療薬であり、アレルギー性鼻炎に対する治療薬は、アレルギー性鼻炎に対する治療薬である。</p>
--

本報告書対象期間に報告された事例概要は以下の通り。

(2) 事例概要

【3】「MR I 検査室への磁性体(金属製品など)の持ち込み」(医療安全情報No.10)について

(1) 発生状況

医療安全情報 No. 10 (平成19年9月提供) では、「MR I 検査室への磁性体(金属製品など)の持ち込み」(医療安全情報掲載件数2件 集計期間: 平成16年10月~平成19年3月)を取り上げた。更に、第18回報告書、第23回報告書においても、報告書分析対象期間に該当事例が報告されたことを受け、再発・類似事例の発生状況で取りまとめた。

本報告書分析対象期間(平成23年4月~6月)においても類似の事例が2件報告されたため、繰り返し注意喚起をするため、今回の報告書でも取り上げることとした。

これまでの類似の事例の発生件数は、図表III-3-4に示す。

なお、これまで「磁性体(金属製品など)の持ち込み」の再発・類似事例の件数に、強力な磁場の中で電子的、磁気的、または機械的に制御され、有害な影響を受けるとされる心臓ペースメーカーなどの磁性体ではない医療機器に関する事例の件数も計上していたが、本報告書より、心臓ペースメーカーに関する事例は別途集計・分析をすることにした。

図表III-3-4 「MR I 検査室への磁性体(金属製品など)の持ち込み」の報告件数

	1~3月(件)	4~6月(件)	7~9月(件)	10~12月(件)	合計(件)
平成16年				0	0
平成17年	0	0	1	0	1
平成18年	0	0	0	0	0
平成19年	1	0	0	1	2
平成20年	1	0	0	1	2
平成21年	2	2	1	0	5
平成22年	1	1	2	1	5
平成22年	2	2	—	—	4

本事故開始から平成23年6月末迄、MR I 機器室への搬入問題の検討が図表Ⅲ-3 による検査前日の確認行為に打ち込まれた。患者は植入式医療機器の持込に際する事例別に図表Ⅲ-3 による検査前日の確認行為に打ち込まれた。患者は植入式医療機器の持込に際する事例別に図表Ⅲ-3 によくある検査前日の確認行為に打ち込まれた。患者は植入式医療機器の持込に際する事例別に図表Ⅲ-3 によくある検査前日の確認行為に打ち込まれた。

(2) 患者は植入式医療機器の持込行為

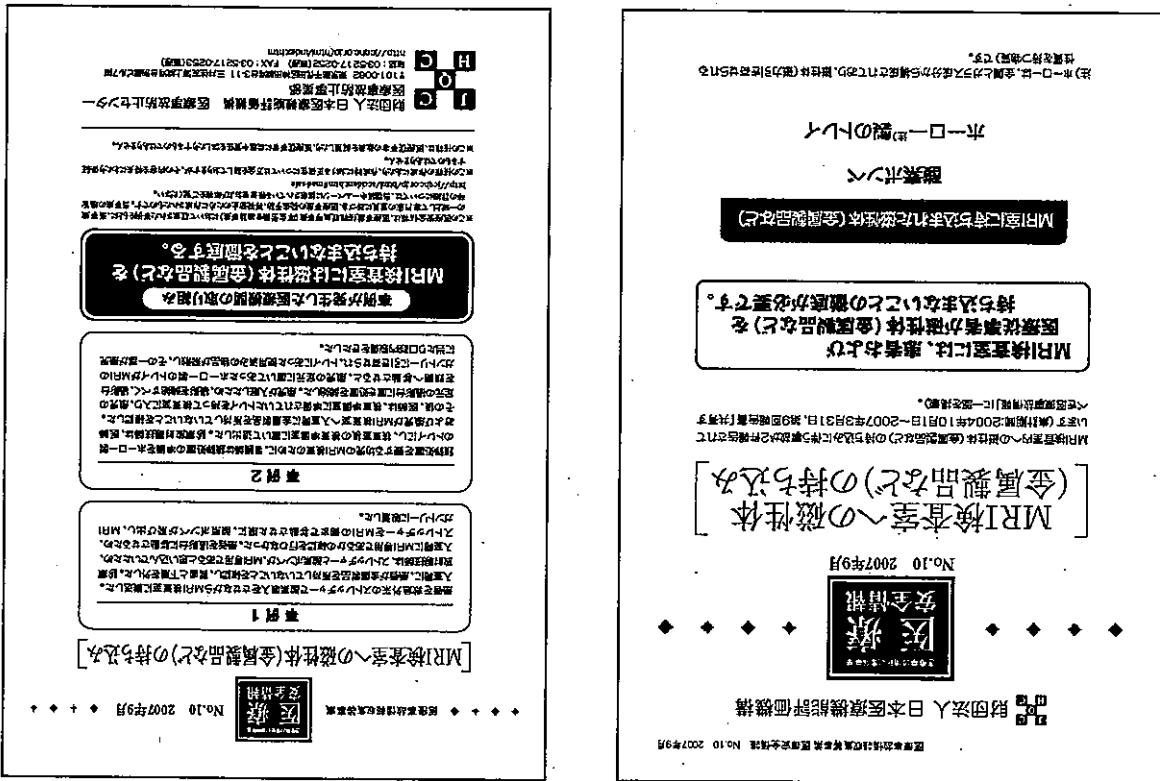
医療安全情報 No. 10 「MR I 機器室への搬入問題 (金属製品など) の持込行為」(添付資料)

2回報告書記載内容(第2回)

2回報告書記載内容(第3回)

医療安全情報 No. 10 「MR I 機器室への搬入問題 (金属製品など) の持込行為」(添付資料)

医療安全情報 No. 10 「MR I 機器室への搬入問題 (金属製品など) の持込行為」(添付資料)



图表III-5 医療安全情報 No. 10 「MR I 機器室への搬入問題 (金属製品など) の持込行為」

図表III-3-6 患者に植込まれた磁性体の持込に関する事例

平成16年	0
平成17年	0
平成18年	0
平成19年	0
平成20年	0
平成21年	0
平成22年	0
平成23年	2

※平成23年は1月～6月

(3) 事例概要

本事業開始から平成23年6月までに、患者に植込まれた磁性体の持込に関する事例の概要を以下に示す。

事例1

【内容】

患者は頭痛にて他院受診。肺がん、癌性クモ膜炎による水頭症と診断されシャント術施行。その後、肺がん治療目的にて呼吸器内科紹介。転移精査のため頭部MRI施行。半年後、頭痛があり、再度転移を疑い頭部MRI施行。硬膜下血腫がみつかり、脳神経外科医師にコンサルトしたところ、シャントは強い磁気で設定圧が変化するものであったため、半年前にMRIをしたことで低髄圧となっていた。外傷もなく血腫は低髄圧によるものと考えられ、慢性硬膜下血腫の診断にて慢性硬膜下血腫洗浄除去術（穿頭）を施行した。

【背景・要因】

- ・MRI施行によりシャントの設定圧が変化することを脳神経外科以外の診療科の医師は知らず、検査終了後、シャントのバルブの圧調整をしなかった。
- ・MRI検査の患者説明文の項目に「体内に何か金属・磁性体がありますか」の設問項目にシャントの記載がないので患者も気がつかず、申告がなかった。
- ・医療者がチェックするMRI検査時チェックリストに医師・看護師が2名でチェックしているがマグネットタイプのシャントの項目に「なし」とチェックされていた。

事例2

【内容】

当該患者は聴力障害あり、病棟看護師とMRI室担当看護師による確認において、補聴器との報告あり。オーダー上はインプラントなしのため、右耳の補聴器をはずし、入室。ガントリーの中に進めたところ患者より頭が痛いとの訴えあり。「人工内耳が…」と訴えるので、すぐにMRI室より退出。退室後確認したところ、左耳に人工内耳の植込みをしている患者だった。

【背景・要因】

- ・人工内耳植込みを実施した耳鼻咽喉科ではMRI禁忌であることは知っており、患者への説明も行っていたが、その後入院した診療科には伝わっていないため、MRIオーダー上「金属無し」となっていた。
- ・インプラントに関する項目について、「入室前チェックリスト」に記載がなかった。

- 報文共存有事。
- ③ 本院第一科以MRI檢查為主的小兒科、耳鼻喉科、骨科、各科等
小兒科大夫在MRI檢查時需要麻醉師的配合，而麻醉師的主要工作是為
小兒科大夫提供麻醉。這兩科大夫在MRI檢查時需要麻醉師的配合，而麻醉師的主要工作是為
小兒科大夫提供麻醉。
- ① 本院第一科大夫在MRI檢查時需要麻醉師的配合，而麻醉師的主要工作是為
小兒科大夫提供麻醉。
- ② MRI檢查時需要麻醉師的配合，說明文章說的MRI檢查後需要麻醉師的配合，而麻醉師的主要工作是為
小兒科大夫提供麻醉。
- ③ 醫師共同
追加事。
- (5) 事例分析生儿医療機器の改善策

耳鼻喉科 (咽喉部)	外科
耳鼻喉科 (咽喉部)	呼吸器内科
耳鼻喉科 (咽喉部)	MRI 檢查室第一科 (影像科)

图表III-3-8 医療機器の植込み及びMRI検査室第一科 (影像科)
 例2)。このうち影像科間で患者情報を伝達する事は非常に重要性が示唆される。
 (事例1)、人工内耳の情報が入院後影像科にて手術が実施された後、(事
 例)、医師が手術を終えた後、(事例1)、人工内耳の情報が入院後影像科にて手術が実施
 された後、(事例2)、医療機器の植込み担当医担当の影像科担当医がMRI検査室第一科 (影
 像科)にて手術が実施された後、(事例3)、医療機器の植込み担当医担当の影像科担当医がMRI
 検査室第一科 (影像科)にて手術が実施された後、(事例4)、医療機器の植込み担当医担当の影
 像科にて手術が実施された後、(事例5)、医療機器の植込み担当医担当の影像科にて手術が
 実施された後、(事例6)、医療機器の植込み担当医担当の影像科にて手術が実施された後、(事
 例7)、医療機器の植込み担当医担当の影像科にて手術が実施された後、(事例8)、医療機器の植
 症例。このうち事例2)、医療機器の植込み担当医担当の影像科担当医がMRI検査室第一科 (影
 像科)にて手術が実施された後、(事例3)、医療機器の植込み担当医担当の影像科担当医がMRI
 検査室第一科 (影像科)にて手術が実施された後、(事例4)、医療機器の植込み担当医担当の影
 像科にて手術が実施された後、(事例5)、医療機器の植込み担当医担当の影像科にて手術が
 実施された後、(事例6)、医療機器の植込み担当医担当の影像科にて手術が実施された後、(事
 例7)、医療機器の植込み担当医担当の影像科にて手術が実施された後、(事例8)、医療機器の植
 症例。

人工内耳	医療機器	件数
1	1	1

图表III-3-7 植込み医療機器
 補告文書に記載された事例は、(事例1)、(事例2)、(事例3)、(事例4)、(事例5)、(事例6)、(事例7)、(事例8)である。
 (4) 事例の発生状況

(6) まとめ

医療安全情報No. 10では、事例が発生した医療機関の取り組みとして、MR1検査室には磁性体(金属製品など)を持ち込まないことを徹底することを掲載した。

その後、第18回報告書では、医療機関の取り組みとして1) MR1実施時に行うべきこと、2) 教育や当該事例周知に関するなどを紹介し、第23回報告書では、医療者が普段身につけているものを磁性体と思わず持ち込むことや、患者がペースメーカーを植込んでいることなどの情報収集の重要性について注意喚起を行った。

本報告書では、患者に植込まれた磁性体の情報を診療科を超えて情報共有していくことの重要性が示唆された。

また、磁性体を植込んでいる患者自身にもMR1検査を受ける場合の注意事項として認識していただけるよう、教育していくことも重要である。

今後も、注意喚起するとともに、類似事例発生の動向に注目していく。

	1~3月(件)	4~6月(件)	7~9月(件)	10~12月(件)	合計(件)
平成16年	3	0	2	2	7
平成17年	5	3	3	9	20
平成18年	1	1	0	9	11
平成19年	1	10	6	2	19
平成20年	2	1	2	1	6
平成21年	0	1	0	1	2
平成22年	0	1	3	0	4
平成23年	1	1	1	—	2

図表III-3-9 「(ス) リオサトヘルスカード手引に記載の医療事故」の報告件数

これら2類類似の事例の発生件数を図表III-3-9に示す。

これら取扱上珍らしく。

第13回報告書分析期間(平成20年1月~3月)における、(ス) リオサトヘルスカード手引に記載の医療事故件数は、「所有する医療事故情報」で取り扱う上珍らしく。また、第16回報告書、第17回報告書、第19回報告書において「(ス) リオサトヘルスカード手引に記載の医療事故情報」が取り扱われる。

(1) 病生状況

例」(第13回報告書) 120102

【4】所有する医療事故情報「(ス) リオサトヘルスカード手引に記載の医療事故

(2) 事例概要

本報告書分析対象期間に報告された事例概要を以下に示す。

事例 1

【内容】

患者は左大腿骨転子部骨折で入院。術後 7 日目でリハビリを進めていた。患者には認知面の問題があり、短期記憶障害が認められ、ナースコールを適切に押して看護師を呼ぶことができなかったため離床センサーを装着して転倒・転落を予防していた。23 時に看護師が訪室したところ患者がベッドサイドの床に右側臥位で倒れていた。離床センサー（うーご君）は、患者の寝衣に安全ピンとクリップで装着していたが、患者が外してベッド柵にくくりつけられていたため、作動しなかった。ベッド柵 4 箇所全てを拳上していたが、足側の 1 箇所が下がっていて患者が降ろして転落したと考えられた。患者は短期記憶障害があるため転落時の状況説明は困難であったがトイレに行きたかったと話した。左肘に疼痛があり、左上腕骨遠位端亀裂骨折と診断され、オルテックス+オルソグラスによる固定を行った。

【背景・要因】

患者が使用していたベッドは、製品名：医療施設向け電動ベッド、製造販売業者名：パラマウントベッド、製品番号：KA-64430 である。一般病棟入院患者用ベッドとして、既存のベッド更新のため 2 年前より新規購入を開始し、病床数の約半数を購入して使用中である。当該ベッドは、患者がベッド上からベッド柵レバーを操作して柵を下ろすことが可能である。メーカーの当該ベッドの取扱説明書には「サイドレールはベッドの内側から操作しないでください。サイドレールが急に下がるなどして転落し、けがをするおそれがあります」との記載があり、転落のリスクが予想されていたようである。

当院では期間中に、患者自身がベッド柵を下げて、ベッド柵が降りる勢いに誘導されて転落した事例が 15 件発生した。そのうち 1 件は、3 箇所の切創を生じて縫合処置が必要となった。今回、骨折に至った事例が発生した。

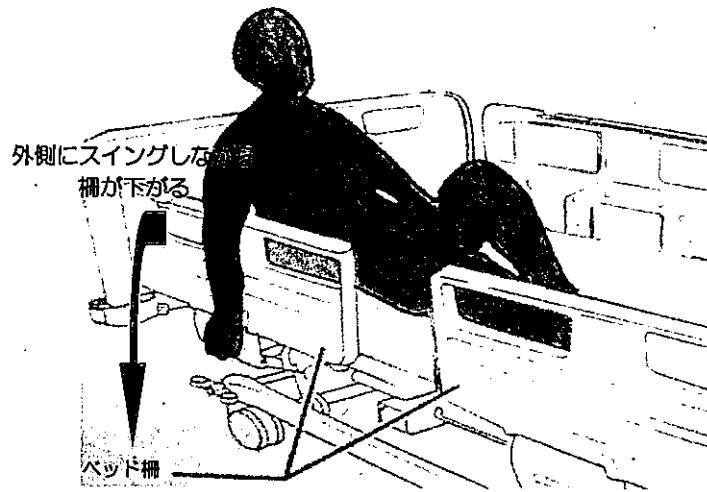
(3) ベッドのサイドレールや手すりに関連した注意喚起

ベッドのサイドレールや手すりに関連した医療事故には、医療・介護ベッド用手すりのすき間に頭などを挟む事故と手すりのすき間以外の事故があり、注意喚起がなされている。本報告書では、手すりのすき間以外の事故の注意喚起について取り上げた。

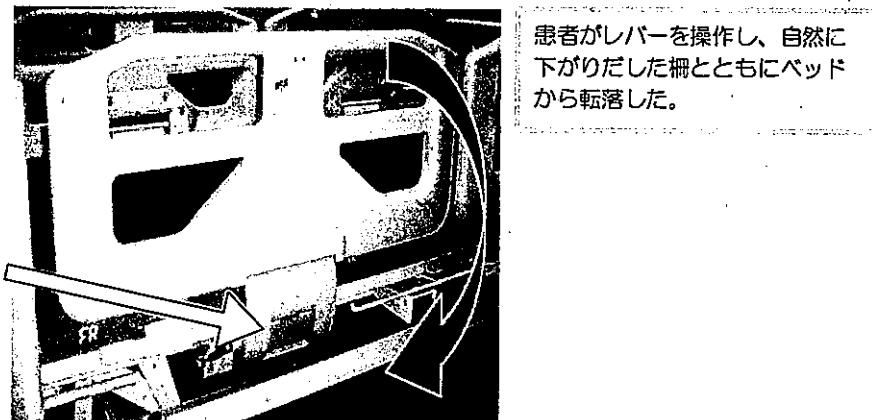
平成 19 年、改正消費生活用製品安全法が施行され、消費生活用製品に関する重大製品事故に関しては、国に対する報告書の提出が製造事業者・輸入事業者に対して義務付けられた。介護ベッド用手すりに関する重大製品事故については、平成 20 年 2 月 1 日までに 5 件の報告がなされた。経済産業省商務情報政策局サービス産業課医療・福祉機器産業室製品安全課製品事故対策室は平成 20 年 2 月 15 日付で「介護ベッド用手すりによる重大製品事故について（注意喚起）」を発出し、その注意喚起を受けて、厚生労働省老健局計画課・振興課・老人保健課は「介護ベッド用手すりによる重大製品事故について（注意喚起）」を発出した。また、日本福祉用具・生活支援用具協会及び医療・介護ベッド安全普及協議会は介護ベッドを使用している関係者に対し「介護ベッドのサイドレール・手すり等

- 11. 手すりの車いす用以外の事故事例を5件、注意事項27次のとおりです。
- 患者移動用車いす5件、製品欠陥等(手すり本体部分5件)、下記のとおり提出出来ます。
- 車いす用車いすの操作方法(車いす前方視点)、車いす等の事故防止方法について記述します。
- 固定(口ひき)装置実行にて述べます。
- 以上のように操作方法の誤作動による誤走行が注意すべきです。
- 平成20年、厚生労働省医療機関検査基準、同様の事故が相次いで発生しているところが分明になりました。
- 5月11日厚生労働省医療機関検査基準第311001号平成20年3月11日付より「医療機関における車いすの安全使用に関する指針」が発布されました。
- また、公益財団法人日本看護協会は平成23年3月7日付医療看護安全情報「車いすの安全使用に関する指針」を発表しました。
- この指針は車いすの運転者の方に車いすの注意喚起を行うことを目的としたものです。
- 車いすの運転者は必ず以下の点に気を付けて運転する必要があります。
- 車いすの運転者は必ず以下の点に気を付けて運転する必要があります。
- 車いすの運転者は必ず以下の点に気を付けて運転する必要があります。
- 車いすの運転者は必ず以下の点に気を付けて運転する必要があります。
- 車いすの運転者は必ず以下の点に気を付けて運転する必要があります。
- 車いすの運転者は必ず以下の点に気を付けて運転する必要があります。

《公益財団法人日本看護協会 医療看護安全情報「ベッド柵の安全使用—患者の転落防止についてー」》
《事例紹介・図1》



《事例紹介・図2》



(4) 事例が発生した医療機関の改善策について

事例が発生した医療機関の改善策として、以下の要望を行っていることが報告された。

当院では、2010年7月に、8件のベッド柵関連の転落事例が発生した時点から、パラマウントベッド社にベッド柵改善の要望を続けている。パラマウントベッド社から、他院で同様の転落事例が発生した際に提示した対策として、ベッド柵を紐で固定することを提案された。しかし、この対策では万全でないと考え、当院では、患者がベッド柵レバーを操作することができないよう、レバーにストップバーを付けることを要望した。

メーカーからの代替案として、ベッド柵を降ろすレバーを患者が操作できないようなカバーを装着している。しかし、カバー装着後も2件の転落事例があり、根本的な対策にはなっていない。患者に傷害が及ぶことを危惧している。

報告された事例を参考に、更に安全なベッドの開発やベッド周囲の環境改善がなされることが期待される。

(5) 安全の現況

第13回報告書対象分析期間(平成20年1月～3月)における、手用工具による医療事故(団体、日本看護協会等による医療事故報告書等、「共育支援事業実績報告」によるもの)は以下のとおりである。報告書等による医療事故は、医療用具・器具・医療機器等、医療行為・医療行為の結果による医療事故である。

報告書等による医療事故は、主に手用工具によるものである。具体的には、手用工具による医療事故は、主に以下のようなものである。

1. 医生が傷害・医療器具・手用工具による医療事故。主な原因は、医療器具の不適切な使用によるものである。

2. 看護師が傷害・医療器具・手用工具による医療事故。主な原因は、医療器具の不適切な使用によるものである。

3. 施設運営者・介護士等による医療事故。主な原因は、医療器具の不適切な使用によるものである。

4. 公益財團法人日本看護協会「医療看護安全情報」による医療事故。主な原因は、医療器具の不適切な使用によるものである。

5. 日本福祉用具・生活支援用具協会「介護士」による医療事故。主な原因は、医療器具の不適切な使用によるものである。

6. 医療・介護士による安全普及協議会「介護士」による医療事故。主な原因は、医療器具の不適切な使用によるものである。

(6) 参考文献

1. 医生が傷害・医療器具・手用工具による医療事故。主な原因は、医療器具の不適切な使用によるものである。

2. 看護師が傷害・医療器具・手用工具による医療事故。主な原因は、医療器具の不適切な使用によるものである。

3. 施設運営者・介護士等による医療事故。主な原因は、医療器具の不適切な使用によるものである。

4. 公益財團法人日本看護協会「医療看護安全情報」による医療事故。主な原因は、医療器具の不適切な使用によるものである。

5. 日本福祉用具・生活支援用具協会「介護士」による医療事故。主な原因は、医療器具の不適切な使用によるものである。

6. 医療・介護士による安全普及協議会「介護士」による医療事故。主な原因は、医療器具の不適切な使用によるものである。

7. 日本看護安全情報局「介護士」による医療事故。主な原因は、医療器具の不適切な使用によるものである。

8. 公益財團法人日本看護協会「医療看護安全情報」による医療事故。主な原因は、医療器具の不適切な使用によるものである。

9. 公益財團法人日本看護協会「医療看護安全情報」による医療事故。主な原因は、医療器具の不適切な使用によるものである。

10. 公益財團法人日本看護協会「医療看護安全情報」による医療事故。主な原因は、医療器具の不適切な使用によるものである。

11. (online), available from <http://www.jaspa.gr.jp/news/080205.pdf> (last accessed 2011-07-06)

12. (online), available from <http://www.jaspa.gr.jp/practice/practice/anzen/> (online), available from <http://www.nurse.or.jp/nursing/practice/anzen/> (last accessed 2011-07-06)

13. (online), available from <http://www.bed-anzen.org/pdf/img-2151022-0001.pdf> (last accessed 2011-07-06)

14. (online), available from <http://www.jaspa.gr.jp/practice/practice/anzen/> (online), available from <http://www.bed-anzen.org/pdf/img-2151022-0001.pdf> (last accessed 2011-07-06)

15. (online), available from <http://www.jaspa.gr.jp/practice/practice/anzen/> (online), available from <http://www.bed-anzen.org/pdf/img-2151022-0001.pdf> (last accessed 2011-07-06)